

国際保健規則(IHR) (2005) に基づく活動

大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室

大臣官房国際課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

国際保健規則(IHR)における公式情報の流れ



国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態

Public Health Emergency of International Concern (PHEIC)

概要

- **国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）**とは、国際保健規則（IHR）に基づく、次のような事態。
 - （1）疾病の国際的まん延により、他国に対して公衆衛生上のリスクをもたらす事態
 - （2）協調した国際的な対応措置が潜在的に必要となる事態
- WHO事務局長は、当該事象が発生している国と協議の上、緊急委員会の助言等を踏まえ、**PHEICを構成するか否かを判断し、保健上の措置に関する勧告を行う。**
- 勧告には、当該緊急事態が発生した国又は他国が疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通に対する不要な阻害を回避するために人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び／又は郵便小包に関して実施する保健上の措置（例：出入国制限、健康監視、検疫、隔離等）を含めることができる。ただし、勧告には法的拘束力はなく、また勧告に従わない場合の対応等につき定めた規程等もない。

潜在的PHEICの構成要素

- 原因を問わず、国際的な公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象：
 - 1) **重大な健康被害を起こすリスクのある事象**
 - 2) **予測不可能、または、非典型的な事象**
 - 3) **国際的に拡大するリスクのある事象**
 - 4) **国際間交通や流通を制限するリスクのある事象**
- 上記4つのうち、**いずれか2つに事象が該当する場合、潜在的なPHEICとして、IHR 6条に基づき、WHOに通報しなければならない。**

PHEICに至った事例

2009-2010年	豚インフルエンザA(H1N1)
2014年-現在	ポリオウイルス
2014-2016年	西アフリカでのエボラ出血熱
2016年	ジカウイルス感染症に関連する小頭症と神経障害の多発
2018-2020年	コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱
2020-2023年	新型コロナウイルス感染症
2022-2023年/2024-2025年	エムポックス

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのある事象の評価及び通報のための決定手続

国際保健規則(2005)附属書2: IHR(2005) Annex 2

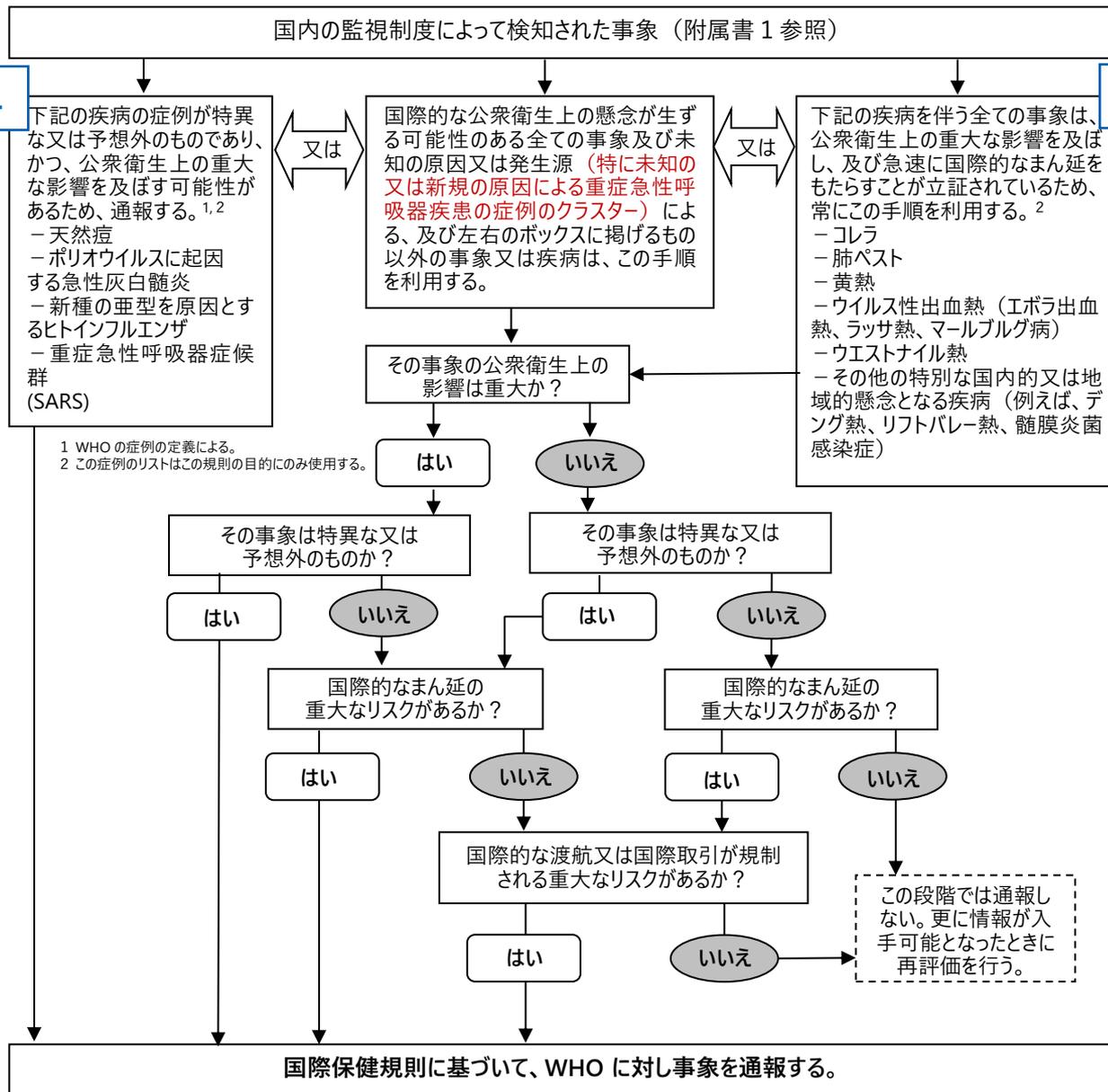
国内サーベイランスで検知された潜在的に国際的な公衆衛生上の懸念を生ずるすべての事象に対して、本手順を使用し、通告するか否かを評価。

1 WHO通報が必須の4事象

- 天然痘
- ポリオウイルスに起因する急性灰白髄炎
- 新種の亜型を原因とするヒトインフルエンザ
- 重症急性呼吸器症候群(SARS)

2 PHEICアセスメントの実施が必須の6事象

- コレラ
- 肺ペスト
- 黄熱
- ウイルス性出血熱（エボラ出血熱、ラッサ熱、マールブルグ病）
- ウエストナイル熱
- その他の国内的又は地域的懸念となる特別な疾病（例：デング熱、リフトバレー熱、髄膜炎菌感染症）



国際保健規則（2005）に基づく日本の取組

IHR国家中央連絡窓口（NFP: National IHR Focal Point）の対応

1. WHOとの情報共有・連携

- IHR 6条*¹)に基づく継続的なエムポックスの症例情報を共有（令和7年9月4日以前）
- IHR 8条*²)に基づき、エムポックスグレード I b 症例を含む定期的なエムポックスの症例情報を共有（令和7年9月5日以降）
- 船舶衛生検査証明書に関する情報提供 等

* 1) IHR6条：各当事国は附属書 2 の法定手続きを用いて、公衆衛生上の情報評価から24時間以内にWHOに対し、自国の領域の事象であって国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのあるものを実施される保健上の措置とともに通報する。（一部抜粋）

* 2) IHR8条：各当事国が6条に規定する通報を要しない事象が自国の領域内で発生した場合においてもWHOに対して継続的に連絡し、及び適切な保健上の措置についてWHOと適時に協議すべきである。（一部抜粋）

2. 他国のNFPとの間の情報交換・連携（IHR44条*³)

- エムポックス、結核、麻しん、中東呼吸器症候群、レジオネラ症、オウム病、A型肝炎、ラッサ熱、髄膜炎菌性髄膜炎等の症例に関する国際渡航関連の公衆衛生リスクの情報共有・照会
- SFTSや季節性インフルエンザ、百日咳などの日本の感染症状況に関する情報提供依頼への対応
- 日本より船舶衛生検査証明書やチクングニア熱等に関する各国への照会 等

* 3) IHR44条：当事国は、可能な限り次の事項について相互に協力する。(a) この規則に基づく事象の検知及び評価並びに事象への備え及び対応、(b) 中核的能力の構築、強化及び維持における技術協力及び事務的な支援の提供又は促進 等（一部抜粋）

3. その他

- 改正IHRや検疫情報について他国公衆衛生当局との連携
- NFP機能の訓練への参加 等

その他

2024年の改正に伴う国内IHR当局（National IHR Authority）の設置について

国際保健規則（2005）の2024年改正の経緯と内容

経緯

・第77回WHO総会（2024年5月27日～6月1日開催）での採択に向けて、2022年9月に日本含む16か国が計306項目のIHR改正案を提出。2022年11月以降、IHRの改正に関する加盟国作業部会（WGIHR）にて改正案の議論を開始。WGIHRの開催実績は以下のとおり。

第1回：2022年11月14日～15日

第4回：2023年7月24日～28日

第7回：2024年2月5日～9日

第2回：2023年2月20日～24日

第5回：2023年10月2日～6日

第8回：2024年4月22日～26日、5月16日～18日

第3回：2023年4月17日～20日

第6回：2023年12月7日～8日

フォローアップ会合：2024年5月23日～24日

・第77回WHO総会中の**2024年6月1日、改正案はコンセンサスで採択された。**本改正は、WHO憲章第22条の規定に従い同年9月19日に加盟国宛ての通報がなされた。IHRの規定に従って通告された拒絶又は留保の対象となる場合を除き、同改正は、通報の12箇月後の2025年9月19日に効力が生じた。

主な改正内容

- ・「**パンデミック緊急事態**」の定義を新たに規定 （※1 Public Health Emergency of International Concern: 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）
 - 従来のPHEIC※1のうち、感染症によって引き起こされるものであって、かつ「①地理的広範囲に感染が拡大し、②国内の保健制度の対応能力を超える又は超える高いリスクがあり、③国際交通・取引を含め社会・経済的に重大な混乱が起こり得る場合であり、かつ ④政府及び社会全体のアプローチによるより強固な国際的協働が求められる状況」の全てに該当するものを「パンデミック緊急事態」とする。
 - PHEICを決定する従来の手続に加えて、検証している事象が、「パンデミック緊急事態」にも該当するか否かについて、専門家の意見等を踏まえて事務局長により判断される。
 - 該当する場合、従来のPHEICと同様に、法的拘束力のない勧告（Recommendations）が発出される。
- ・「**国内IHR当局**」の指定又は設置 （※2 地域・国家レベルの、国境における日常の衛生管理及び緊急事態発生時の対応に関して最低限備えておくべき事項）
 - 健康危機への予防、備え及び対応のため、中核的能力（コアキャパシティ）※2を満たすことも含め、参加国がIHR上の義務を果たし、確実に実施することが重要なため、これに関する課題を当事国同士で共有し、解決に向けて議論を行うために、各国は「国内IHR当局」を指定又は設置する。
- ・また、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、**衡平及び連帯がIHRの原則に新たに加わり**、「パンデミック緊急事態」を含むPHEIC発生時には、医薬品等へのアクセスを促進するための協力を強化する内容が新たに盛り込まれた。